

令和 5 年度

第 2 回 高森町農業委員会 議事録

令和 5 年 5 月 22 日(月)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

1 出席委員

(1) 農業委員

- | | | | |
|----------|------------------------------|----------|----------|
| 1 下平 明利 | 2 樋口 美代子 | 3 松島 浩子 | 4 林 勝幸 |
| 5 竹内 節男 | 6 小川 健二 | 7 原 寿彦 | 8 光沢 英文 |
| 9 中塚 俊文 | 10 原 正樹 | 11 宮下 裕次 | 12 青山 高志 |
| 13 宮下 豊勝 | 14 宮下 道久 <small>(議長)</small> | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

- | | | | |
|----------|---------|----------|----------|
| 15 今川 実章 | 16 寺澤 悟 | 17 木下 洋子 | 18 丸山 宏充 |
| 19 北村 隆洋 | | | |

合計 19 名

2 欠席委員

3 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局長：野沢

産業課

農業振興係：下原

営農支援センター

所長：上沼／専門員：松村

4 会議への附議事項

議案第 01 号) 農地法第 18 条第 6 項の通知(報告案件)

議案第 04 号) 経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画(5 月分)(審議)

5 議事内容

議 長 ただ今から第2回高森町農業委員会総会を開催します。

時に午前9時16分

議 長 審議事項に入る前に事務局よりご報告があります。

事務局 先月の総会の折に農地法第3条の案件が1件、継続審議となっております。その後、申請者の方とお話したところ、お隣の農業用施設の件等、土地がごちゃごちゃになっているのを整える手続きをしている中での3条の申請でしたが、ご指摘の通りであったことも確認しまして、もう少し整理をしてから出し直したい、ということでしたので、案件としては一度取り下げという話になりましたので、ご報告させていただきます。以上です。

議 長 ありがとうございました。
それでは審議に入りたいと思います。

本日の議事録署名委員ですが、10番及び11番をお願いします。

それでは、議案第05号、農地法第18条第6項の通知、報告案件でありますので、ご質問なければ次に進めたいと思います。

15 番 (挙手) すみません。

議 長 はい、どうぞ。

15 番 Kさんのお名前が出ており、(議案番号1は)現在耕作ができていなくてYさんに貸付ということになっていますが、(議案番号2で)Kさんは借受ということになっていて、矛盾しているようなのですがいかがですか？

議 長 事務局お願いします。

事務局 はい。この案件につきましては農業委員さんが活動されている中でご本人から相談を受けて農地台帳等確認したところ、「法以前」ということで、農地法以前から貸し借りがありました。法以前からの貸し借りが台帳に載っているものは契約自体を農地法第18条で解約しないと、次の方へ貸したり返したりはしないのですが、この2件とも法以前からの契約でして、現在は貸し借りの耕作はないということ、昔からの契約のものを一回解約するために案件を出していたものだものになりますので、その点、ご了解いただければと思います。

議 長 はい、よろしいですか？

4 番 (挙手) 付け加えてお願いします。

(議案番号1の)貸付人のKさんの借受人Yさんはお父さんが亡くなり、Yさん自身は吉田に引っ越して土地を全然使っていません。現在は山吹下平の別の方が耕作しているのですが、その利用権を設定するにあたって、解約してKさんの土地に戻すということ、それから(議案番号2は)Kさんが昔借りて耕作していたのですが、Kさん自体が体調を崩して耕作できないもので、他の方が借りることになっていますから、そのために変更の手続きのために解約するということです。

15 番 わかりました。

議 長 はい。他にございましたらお願いします。
無いようですので、議案第6号に移ります。

農地利用集積計画につきまして事務局お願いします。

事務局 はい。前回、法改正によって経営基盤法19条に改められたとお伝えしましたが、19条は新しい貸し借りの形態の条文でございまして、これまでの利用権の設定については、改正前の基盤法第18条が適用されるということで、直させていただき、頭に「改正前」という文言を付けさせていただきましたので、ご承知おきいただければと思います。

議案番号1番から全部で17番までございます。1番の「小松屋株式会社」様につきましてはご存知かと思いますが、代表がTさんということでこれまでも農地を借りていらっしゃいますが、小松屋さん法人として農地を借りるのは初めてということで、別添資料として法人の定款を付けてありますので、ご確認いただけたらと思います。

議案番号14番以降は農地中間管理事業による集積・配分の計画となります。配分先の15番Yさん、17番Hさんにつきましてはこの4月に新規就農された方になりますので、経営面積の欄が空欄になっています。それぞれの方については町に青年等就農計画という計画をご提出いただいて、認定を受けて就農される方ということで、認定証の写しを別添の資料として付けさせていただきますのでご確認ください。

それから先ほど4番委員からご説明いただきました関係で今回新しい方に貸されるという議案もありますので、合わせてご確認くださいと思います。利用権につきましては以上です。

議 長 ご質問ありましたらお願いします。

15 番 すみません。(挙手)

議案番号1番と2番ですが、1番は法人で契約していて2番は個人で、ということになっていますが、何か違いはあるのですか？

事務局 はい。実際耕作するものは変わりませんが、先方の会社で補助金を受ける関係で耕作している農地が必要というところがありまして、法人としての借受をしたということでご相談があった中で、1番は法人、2番は個人の名義に分かれてしまっているというかたちになります。以上です。

議長 はい、よろしいですか？

15番 はい。

議長 ありがとうございます。他に質問ありましたらおねがいします。

1番 はい。(挙手)
今の議案番号1番と2番の方の法人の定款の関係ですが、これはその他の前各号に付帯する事業ということで農業経営は認められるという解釈ですか？

事務局 はい、農地所有適格法人であるかどうか、定款でご確認いただきたいのですが、定款に修正があり、令和4年7月28日臨時株主総会の議事録が添付されていますが、そこで定款の変更が若干されていますので、そちらの資料をご確認いただけたらと思います。

第1号議案の中で、定款の変更ということで目的の(2)「農産物の生産、加工、卸売業」ということで、こちらで農作物の生産を謳っている法人という形になります。それから代表役員の方が農業に従事しているかどうか適格法人等の確認になるものですが、先ほどお話ししました通り、代表の方がTさんということで、これまでも農地を借り受けて農業をやっておられる方ということで、このあたりからご判断いただければと思いますのでよろしくお願いします。

1番 代表者が農業に従事しているという資料はついているのですか？添付書類か何かになっていますよね、生産法人の場合。

事務局 そうですね、農業委員会のほうに農地法第6条というものがありまして、所有適格法人、借り受けている法人につきましては事業年度が終わった後3か月以内に農業委員会に状況を報告していただく届け出があるのですが、そちらのほうは今回初めてということでもだご提出いただいていませんで、今ご指摘の資料はありませんけれども先ほどのTさんが代表であり、個人で農業をされているということでご審議いただければと思いますが。

1番 ですから、個人と法人の違いについて先ほどどなたかから質問がありましたが、人格的には個人と法人は全く別ですから、いくら個人でTさんが勤務していて

も駄目なんじゃないですか？（個人と法人を）一本にまとめるならわかるけれども両方やるというのはちょっと…。個人でやっている T さんの作業日数が法人の代表者のものとは違いますので。法規に書いてあるのは「法人の代表者が」となっていますから。個人の T さんじゃないですよ？

事務局長 会長。（挙手）

議 長 どうぞ。

事務局長 ただ今のお話では農地保有最適化法人の資格として法人の代表者が農業に従事している、そして従事しているのが法人として農業に従事していることであって、個人の方が個人の経営として従事しているものが含まれるのではないか、というご指摘であったかと思います。

1 番 そうです。

事務局長 わかりました。要件については今咄嗟にお答えできる資料が整っていませんので、改めて確認させていただいて…。

事務局 すみません、こちらの手元の資料で説明させていただきますと、農地所有適格法人には4つの要件がございます。1番として法人形態要件、これは今回株式会社なので大丈夫かと思います。2番目、事業の要件としては先ほどの定款に謳われていることでよいかと思います。3番目の議決権の要件、こちらは議決権が本人と奥様の二人で、他に議決権のある方はいらっしゃらないのでこの要件もよいかと思います。それから4番目は今の話、役員要件のところ、「役員のうち過半数は法人の農業に常時従事（原則年間150日以上）する構成員（議決権のあるもの）であること」とあり、そうですね、法人の農業に常時従事するということで個人の農業とどう分けるか、というのは難しいのかもしれませんが、このような書き方になっています。

1 番 ですから本来は法人ですよ。
個人と別人格ということですよ。

事務局 常時従事する構成員として年間150日以上ということなので、Tさんが常時従事の要件を満たす構成員であることは間違いはないかなと思います。

1 番 法人の行う農業ですよ。個人がやっている部分は全然関係ないですよ。

事務局長 定款から適格法人になったということ…？

事務局 従前から農業生産はされてきましたが、耕作地として借りるのは今回初めてで

す。

1 番 これ、確認してもらった方がいいですね、役員要件について。

事務局 そうですね…これまでの法人の方も同じような要件で審査していただいていたので…。

1 番 裁量は無いですから、あくまでも役員要件に適合するかだけの話なのですから、適合するかどうかを判断すればいいだけですよね？考えて検討する話ではないですよ。

事務局長 よろしいですか。（挙手）

議 長 はい。

事務局長 おそらく今の法人の形態を考えると、（今回の）その農業に従事する方はこの方（Tさん）と奥様の二人しかいらっしゃらないということになります。一方経営農地が、法人が借りて経営する農地、それから個人が自作あるいは借りて営農する農地が重複するということは無く、この農地は法人が、あの農地は個人が、というふうに分かれるとは思いますが。おそらくその農地をやっている方は複数いらっしゃいませんで、この農地をやるのは明らかに役員あるいは構成員の方が法人としてやる農地であるし、個人の所は個人でやる、重複して同じ農地を使うということはおそらくないでしょうから、日数がどのくらいになるかはともかくとして営農に関わる役割としての割合は法人の方が従事しています、と申し上げてよろしいのではないのでしょうか。

1 番 資料としてついてないので判断できないじゃないですか？これは羈束行為ですよ。羈束行為ですから決まった条件に合っているかどうかを判断する資料があって判断するということですから。事務局長のお話で判断するわけではないですから。あくまでも書類がついていて判断するものです。書類が無ければ判断できません。

事務局 今回初めて農地を借りるということで、法人としての農業の経営はこれからです。今を含めても日数はまだゼロの状態です。

1 番 ですから借りる面積に対して日数がどうか、というものを記載するのでは？よく青年就農者の場合も営農計画に日数を記載してありますよね？そういうかたちで判断しているわけではないのですか、この役員要件というのは。これは法令事項ですよね？法令の規則にきちんと書いてありますよね？

事務局 農地を借り“た”法人については状況報告いただいているので私の所で確認はさ

せていただいていますけれども。

11 番 すみません。(挙手)

議 長 はい、どうぞ。

11 番 言っていることが違うかもしれませんが、議案書の後ろの方(定款)に「第6回臨時株主総会議事録」というのがあります。その第1号議案の2条の(2)「農産物の生産、加工、卸売業」と書かれているので、そこはそんなに拘るところでもないのではと思うのですがいかがでしょうか。
(私が)言っていることが違いますか？

1 番 それは行為能力の問題で、法人の定款についてはいいと思います。問題ないと思います。ただあとは法人で経営していくのに農業保有最適化法人の中で判断する要件の4番(役員法人)に合致しているかどうかの判断資料はあるのですか、ということです。行為能力は別です。

11 番 やろうとしていることは別に問題ないということですね。

1 番 それは問題ないです。

議 長 Tさんは法人として初めて農地を借りるということで、実績はないということですね。

事務局 はい。加工などは多少あると思いますが。

議 長 加工等の実績があるというのであればどうですか。

1 番 75㎡しかないですよ。年間150日作れますか？

議 長 今回申請するので、当然150日以上になると思います。そういう判断でどうでしょうか。

1 番 だからここで、みんなで考えて判断することではなくて、法律の条項で決まっているわけですよ。それに見合う資料で判断したのですか、ということです。許可については我々が便宜を図って、という裁量はないのです、全く。

議 長 でも法人として初めて借りて始めるということですので、実績はこれから出てきますから、要件としては満たしているということでは、と思うのですが。

1 番 （農地所有適格法人になるための）（１）から（４）を満たしているか、ということ。 （４）を満たしているかどうかの判断ができないのではないですか、ということなのです。いいですよ、とは言えないです。法律ではこの４つの要件を満たした場合に適格法人としての農地の貸し借りでの取得を認めるということです。ですから（４）はどう判断したのですか、と聞いています。資料が無ければ判断しようがないのではないですか、と言ってるわけです。それを温情だとか状況忖度して…という権利は農業委員会には全然ないです。

議 長 以前、こういったケースがあったと言っていましたね？

事務局 個人で借り、法人でも借りられている方も町内にいらっしゃるので、その方々のケースと同じかと…。こちらの通例的な解釈もあったかも知れませんが。

議 長 判断する材料というものはどういうものが必要になってくるか…。

事務局長 再度確認させていただきますが、この要件として決められているものは法人の農業に常時従事する構成員であること、それは「原則」年間 150 日以上ということです。二つ目として、役員または重要な使用人（農場長等）のうち、1 名以上が農作業に従事する、これが原則年間 60 日以上です。ただいずれも「原則」というかたちになっていますので、どうしても当初立ち上げの時には既におこなっているということはある得ないわけです。「150 日」「60 日」を必ず固定的に満たさなければいけない、ということではない、ということの解釈はよろしいでしょうか。

1 番 では、どんな法人でも適格法人になれるのですか？なれないですよ。計画を出すのではないですか？でなければなんの実績もないところで適格法人と認められないのではないですか？でなければ羈束に入れないでしょう？

事務局 最初の提出書式を確認してみますけれども、申し訳ありません、そこまで自分の方でできていけませんのでそこを確認させていただきますが、今までの進行の理解としては、最初のところは必ず 150 日、60 日従事しなければいけない、ということではなかったのではないかと思います。その中で、構成員が多数いる場合は役員以外の方が農業をやっていて、役員の方が農業以外の方である場合もあり得るのでこういった書き方がされていると思いますが、今回の場合はお二人いらして、お二人とも従事することは明らかで、間違いないわけです。臨時雇用以外にこの方々が従事することはないわけです。もしかしたら適格法人の申請にあたって営農計画、経営計画のなかでそういった話があったのかも知れませんが、そこまで承知していませんが外的な要件からは満たしているというふうに考えてもよろしいのではと思うのです。資料を確認すべきというご指摘をいただいていますので、その点だけを確認させていただいて、と思いますがいかがでしょうか。

もし差し支えなければ事務局で相談をさせていただいて、確認させていただきますが、いかがでしょうか。少しお時間をいただきたいと思います。

15 番 あ、すみません、議案番号 17 番の件でお聞きしたいのですが。(挙手)

議 長 はい、どうぞ。

15 番 東京都の H さんはお父さんの土地を借りて柿を作るという申請になっていると思うのですが、青年等就農計画を町に出している中で、東京都の住所で申請は可能、ということですか。

事務局 はい。そちらは可能です。懸念されるところではあるのですが、牛牧出身ということで月の半分ほどは帰省していて農作業を行っている状況です。生活の拠点は東京にあります。今現在もそのようなかたちで農業をされていますし、冬場からご自宅の農業のお手伝いをしながらそのような生活をしているなかで、農業にもう少し携わりたい、ということで 4 月から就農というかたちで農業をされています。こちら状況の説明にはなりますが、計画自体は県のほうにも確認して、認められうる計画であれば遠方だから、近いから、ということは確認しておりますので、今の状況と合わせてご理解いただければと思います。

1 番 いいですか。(挙手)

議 長 はい、どうぞ。

1 番 この方が認定した青年等新規就農者ですよね？

事務局 はい、そうです。

1 番 今言われたことが議論になりまして、新規就農者として認められるのか、税金などを使われるけれども、受けただけで逃げてしまう、といったことが全国で問題になっていますよね。それを懸念しましたが、牛牧のほうで実際にご本人も説明してやっている、と。金帰月来で…自分で会社を経営しているので、秋から冬はオンラインにしてこちらの農業を中心におこなう、というお答えだったので、それを覆したくないので、いろいろ議論はしましたが、新規就農者として認めた、ということです。

議 長 新しい考え方の農業を始めた方らしいですから、別の意味でもそういったやり方があるのか、ということだと思います。

1 番 販売も農協などを使わず、独自販売と。ネットなどで。

議 長 応援していくということで認定しました。
他にありますか。

では議案番号 1 番以外の採決をとります。

可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員一致で可とします。

ありがとうございました。

では議案番号 1 番については確認をお願いします。

事務局 はい。

議 長 では審議事項は(一旦)終わります。

時に午前 9 時 50 分

(審議再開)

時に午前 10 時 37 分

事務局長 先ほど法人が農地を借り受ける申請につきまして確認させていただきました。
私の申し上げ様も異なっていたかと思うのですが、こういった、新たに法人を個人の方が作って農地を借りたいというケースはここ最近当分なくて、事実から申し上げますと今回の申請にあたってこの方が具体的に何日をここに從事するという確認はしてございませんでした。従来の法人の方の農地、特に中間管理機構が入る場合などありますが、そういった場合には管理機構の形式としてどれくらいの從事日数ですとか今の経営状況などを確認しているようではございますけれども、当町の今までの事例の中では主には経営している面積と、それがきちんと営農されているか、といった皆様からのご意見、それから状況をみています、営農支援センターゆうきで見守る中で、相当であろうと判断をさせていただいた、ということのようです。ですのでご指摘いただいたようにこの要件について確認はしてこなかった、ということのようです。なかなかレアなケースということになりましたけれども、この機会に中間管理機構の様式、いまデータがございませんが、いわゆる事業の実施計画を 3 年ほど前から遡ってお伺いしながらどのようにやっていくか、というような計画を確認させていただければ、というふうに考えました。様式につきましては管理機構のものを参考にさせていただいて、整えさせていただきたいと思います。ただ本件につきましては申請をいただいております、特に提出するものとして求めていましては申請をいただいております、特に提出するものとして求めていましては申請をいただいております、先ほど申し上げた繰り返しになって大変申し訳ないのですが、外形的な判断というところで現状が確実に果たせるケースと考えますので、ご判断をいただければと思います。農業委員の皆様がご判断いただく中で、この法人が農地を新たに借り受けて、きちんと営農していけるにふさわしいか、は申し訳ありません、実数として要件を

満たせるかは申し上げることはできませんけれどもその所をご判断いただければと考えるので、よろしくお願いします。

- 1 番 先例になってしまいますから、あとでもいいので書類をとっておいたらどうでしょうか？

事務局長 そうですね。

- 1 番 事務局が言った外形的ということですが、先ほど 15 番委員が言ったようにどうして個人と法人で分けているのか。税務上のことなのか、法人でやるなら法人でやった方がいいのではとか、懸念が出てきたときに困るから、きちんと外形的なものを揃えておくということを後付けでもいいので前提としていただきたい。そうしないと、事務局長などが交替されたとき、やはり判断に迷ってしまう。

事務局長 承知しました。整えた様式につきましては次月、ご報告させていただきまして、こちらからは様式にあったものを聴取させていただきたいとおもいますので、またよろしくお願いします。

議 長 ということですので、皆さんの判断をお願いします。
可とされる方、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員一致で可とします。ありがとうございました。

時に午前 10 時 42 分

高森町農業委員会議長 宮下 道久

高森町農業委員会会長 宮下 道久

議事録署名委員

高森町農業委員 10 番 原 正樹

議事録署名委員

高森町農業委員 11 番 宮下 裕次